

高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて

財 関 第 1300 号

平成 28 年 11 月 1 日

標記のことについて、別添のとおり経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から依頼があったので、平成 28 年 11 月 1 日からこれにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い、「高圧ガス取締法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて」（平成 9 年 3 月 31 日蔵関第 290 号）は廃止する。

別 添

20161025商局第 5 号

平成 28 年 11 月 1 日

財務省関税局長 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて

高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 条第 3 項第 8 号の規定に基づき、高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス（エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス。以下「エアゾール製品等」という。）については、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成 9 年通商産業省告示第 139 号）第 4 条により要件が定められており、これらエアゾール製品等の通関の際における取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願いします。

なお、この取扱いについては、平成 28 年 11 月 1 日から実施することとし、これに伴い、平成 9 年 3 月 28 日付平成 09・03・27 立局第 2 号通商産業省環境立地局長通達（高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて）は廃止します。

別紙

1. 適用除外品としてみなす貨物の範囲

(1) 本邦若しくは外国の検査機関、エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス（以下「エアゾール製品等」という。）の製造者（当該者の検査員を含む。）又は当該エアゾール製品等を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）が試験成績書（高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号。以下「告示」という。）第4条第1号に係るものについては様式第1、告示第4条第2号に係るものについては様式第2、告示第4条第3号に係るものについては様式第3による。以下「成績書」という。）を作成したエアゾール製品等であって、かつ、輸入者自らが、当該エアゾール製品等が高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「政令」という。）第2条第3項第8号及び告示第4条に定める適用除外要件に合致していることを確認したものの。

(2) 商品見本等販売の用に供さないもの又は個人用貨物として税関が適当と認めたもの。

2. 通関の際の取扱い

(1) 税関においては、上記1.の(1)に掲げるエアゾール製品等の通関に際しては、輸入者が告示に定める要件に合致していることの確認を行った成績書又はその写しが添付されていること及び試験結果の「判定」の欄に「不適合」である項目がないことを確認のうえ通関を認める。

なお、成績書が提出されないか又は「判定」の欄が「不適合」である項目があるエアゾール製品等については、高圧ガス保安法第22条に基づく都道府県知事が行う検査が必要であるので留意願いたい。

(2) 昭和58年1月31日付58立第100号、平成3年7月4日付3立局第214号又は平成4年5月12日付4立局第167号の通商産業省立地公害局長通達若しくは平成9年3月28日付平成09・03・27立局第2号の通商産業省環境立地局長通達に基づく成績書又はその写しが添付されているエアゾール製品等については、従前どおり、通関を認めることとして差し支えない。

(3) 上記1.(2)に掲げるエアゾール製品等については、税関への特段の書類の提出

を不要とし、税関において妥当な数量と認めるものについて通関を認めることとして差し支えない。

- (4) エアゾール製品等の輸入申告の審査に際して、告示に適合しない疑いがあると認められる場合及び疑義が生じた場合には、その都度、都道府県知事と協議願いたい。